

平成 30 年 3 月 27 日  
運輸安全委員会

遊漁船及び瀬渡船における落水した釣り客の救助に関する  
意見に基づき講じた施策について

運輸安全委員会は、標記について平成 30 年 2 月 22 日付けで水産庁長官に対して意見を述べたところですが、今般、意見に基づき講じた施策について通知がありましたのでお知らせします。(別添)

なお、この通知については、意見の内容を反映したものとなっています。

問い合わせ先

運輸安全委員会事務局参事官付

事故防止分析官 瀬賀 (内線 54232)

事故防止調査官 阿嘉 (内線 54237)

TEL 03-5253-8111 (代表)

TEL 03-5253-8823 (直通)



別添

29水管第2911号  
平成30年3月5日

運輸安全委員会

委員長 中橋 和博 殿

水産庁長官

運輸安全委員会からの意見について

平成30年2月22日付け運委参第286号による「遊漁船及び瀬渡船における落水した釣り客の救助に関する意見について」を受け、遊漁船利用者の安全確保を確実に実施させるため、都道府県知事及び遊漁船業務主任者講習実施者に対して、別添のとおり通知したのでお知らせする。

29水管第2911号  
平成30年3月5日

別記1 宛

水産庁長官

運輸安全委員会からの意見について

平成28年12月29日に山口県で瀬渡船春日丸の釣り客1名が死亡した事故について、運輸安全委員会は、平成30年2月22日に「船舶事故調査報告書」を公表した。

また、同日付けで運輸安全委員会委員長から当職に対して、運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）第28条に基づき、別添「遊漁船及び瀬渡船における落水した釣り客の救助に関する意見について」（平成30年2月22日付け運委参第286号）が発出されたので、御了知の上、下記事項について、貴管下の遊漁船業者等に対し指導方よろしく願います。

なお、今後、同意見に基づき遊漁船業の実施に関する規程（業務規程）例の改正等を行うこととしており、改正後の業務規程例はおってお知らせする。

記

- (1) 瀬渡船の船長及び業務主任者は、業務規程の内容を遵守し、釣り客を渡した岩場の定期的な巡回を行うこと。
- (2) 瀬渡船の船長及び業務主任者は、利用者に対し、使用環境に応じて型式承認品又はこれと同等以上の性能を有する救命胴衣等の着用、適切な使用を促し、波が高く荒れた状況では、海水を誤嚥<sup>ごえん</sup>するおそれがあることから、速やかに救助すること。
- (3) 遊漁船及び瀬渡船の船長及び業務主任者は、利用者に対し、救命浮環の保管場所及び使用方法を周知すること。
- (4) 遊漁船及び瀬渡船の事業者は、落水者の船上への引揚げを補助できるはしご等を船内に備えること。
- (5) 遊漁船及び瀬渡船の事業者は、落水者の発生を想定した定期的な訓練を行うこと。

別記1

北海道知事  
青森県知事  
岩手県知事  
宮城県知事  
秋田県知事  
山形県知事  
福島県知事  
茨城県知事  
栃木県知事  
埼玉県知事  
千葉県知事  
東京都知事  
神奈川県知事  
新潟県知事  
富山県知事  
石川県知事  
福井県知事  
山梨県知事  
長野県知事  
岐阜県知事  
静岡県知事  
愛知県知事  
三重県知事  
滋賀県知事  
京都府知事  
大阪府知事  
兵庫県知事  
奈良県知事  
和歌山県知事  
鳥取県知事  
島根県知事  
岡山県知事  
広島県知事  
山口県知事

徳島県知事  
香川県知事  
愛媛県知事  
高知県知事  
福岡県知事  
佐賀県知事  
長崎県知事  
熊本県知事  
大分県知事  
宮崎県知事  
鹿児島県知事  
沖縄県知事

※ 群馬県は遊漁船登録業者がないため除く。

29水管第2911号  
平成30年3月5日

別記2 宛

水産庁長官

運輸安全委員会からの意見について

平成28年12月29日に山口県で瀬渡船春日丸の釣り客1名が死亡した事故について、運輸安全委員会は、平成30年2月22日に「船舶事故調査報告書」を公表した。

また、同日付けで運輸安全委員会委員長から当職に対して、運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）第28条に基づき、別添「遊漁船及び瀬渡船における落水した釣り客の救助に関する意見について」（平成30年2月22日付け運委参第286号）が発出された。

については、遊漁船利用者の安全の確保を図る観点から、遊漁船業務主任者を養成するための講習において、下記事項について周知するとともに、遊漁船利用者の安全の確保により一層御尽力願いたい。

なお、今後、同意見に基づき遊漁船業の実施に関する規程（業務規程）例の改正等を行うこととしており、改正後の業務規程例はおってお知らせする。

記

- (1) 瀬渡船の船長及び業務主任者は、業務規程の内容を遵守し、釣り客を渡した岩場の定期的な巡回を行うこと。
- (2) 瀬渡船の船長及び業務主任者は、利用者に対し、使用環境に応じて型式承認品又はこれと同等以上の性能を有する救命胴衣等の着用、適切な使用を促し、波が高く荒れた状況では、海水を誤嚥<sup>ごえん</sup>するおそれがあることから、速やかに救助すること。
- (3) 遊漁船及び瀬渡船の船長及び業務主任者は、利用者に対し、救命浮環の保管場所及び使用方法を周知すること。
- (4) 遊漁船及び瀬渡船の事業者は、落水者の船上への引揚げを補助できるはしご等を船内に備えること。
- (5) 遊漁船及び瀬渡船の事業者は、落水者の発生を想定した定期的な訓練を行うこと。

別記2

北海道	桶本 建郎
青森県	有限会社 東北小型船舶免許センター 代表取締役
青森県	尾崎 幸弘
秋田県	高桑 幸蔵
茨城県	株式会社 茨城海技学院 代表取締役
東京都	一般社団法人 全日本釣り団体協議会
神奈川県	一般財団法人 日本海洋レジャー安全・振興会 会長
神奈川県	株式会社 高松船舶 代表取締役
新潟県	株式会社 船舶職員養成協会北信越 代表取締役
富山県	北信越釣船旅客船業協同組合 代表理事
福井県	福井県漁業協同組合連合会 代表理事会長
静岡県	有限会社 船舶免許静岡更新センター 代表取締役
静岡県	渡邊 和紀
島根県	株式会社MSTC 代表取締役
広島県	一般財団法人 尾道海技学院 会長
広島県	一般社団法人 広島海技学院 理事長
岡山県	蛭子 孝行
山口県	一般財団法人 関門海技協会 会長
香川県	一般財団法人 四国船舶職員養成協会 会長
香川県	金岡 勝彦
愛媛県	小林海事事務所 小林 芳人
愛媛県	降旗海事事務所 降旗 徹
高知県	沖海事事務所 沖 幸智
福岡県	株式会社日本船舶職員養成協会西日本 代表取締役
福岡県	堀川船舶株式会社 代表取締役
福岡県	株式会社 ポート免許センター 代表取締役
佐賀県	板井 金治
長崎県	株式会社 ケイエムマリン 代表取締役
長崎県	合同会社 石倉海事事務所 代表社員
沖縄県	まどか海事事務所 代表取締役
沖縄県	横田 裕介
沖縄県	平本 明彦
沖縄県	川口 駿
沖縄県	玉城 正憲
沖縄県	眞喜志 治
沖縄県	仲里 修



運委参第 286 号  
平成 30 年 2 月 22 日

水産庁長官  
長谷 成人 殿

運輸安全委員会  
委員長 中橋 和博

遊漁船及び瀬渡船における落水した釣り客の救助に関する意見について

## 1. 瀬渡船等の事故

瀬渡船春日丸釣り客死亡事故（以下「本事故」という。）は、平成 28 年 12 月 29 日に蓋井島北西岸付近の三ノ鼻において、瀬渡船春日丸が釣り客の収容作業中、波高約 3 m を超える波を受けたため、船体が移動して釣り客がバランスを崩して移乗を始めた位置から低いくぼみにずり落ち、落水したことにより発生した可能性が考えられるが、落水後の救助活動において、船長が救命浮環を投げ入れて釣り客を本船の舷側まで引き寄せたものの、船上に引き揚げることができず、釣り客が溺死したものである。

一方、本事故翌日に発生した瀬渡船はいや丸の釣り客が瀬渡し中に落水して死亡した事故では、船長が救命浮環の使用に思い至らず、また、釣り客に救命浮環の保管場所が周知されていなかったことから、救助に際して救命浮環が使用されなかったことが釣り客の溺死に関与した可能性があると考えられる。

本事故のほか、はいや丸事故を含む平成 20 年 10 月から平成 29 年 12 月までに運輸安全委員会が公表した調査報告書において、遊漁船の事故等は 330 件、瀬渡船の事故等は 54 件、遊漁船と瀬渡船の衝突事故は 1 件であり、合計は 385 件であった。これらの事故等のうち、釣り客に落水者が発生した事故は 26 件で 38 人となっており、このうち、13 人が死亡（11 人は溺死）していた。

## 2. 落水した釣り客を救助するために必要な事項

本事故及びはいや丸事故は、発生の状況は異なるものの、いずれも瀬渡し場所での乗降時に釣り客が落水し、その後、釣り客の生存が確認できていたものの、救助することができずに溺死に至っている。また、本事故のほか、はいや丸事故を含む遊漁船及び瀬渡船において釣り客に落水者が発生した 26 件の事故の釣り客 13 人



が死亡（11人は溺死）に至っていた。

落水者を発生させないことはもとより、仮に落水者が発生した場合でも生存率を高めるためには、船長及び業務主任者が次の事項を実施することが必要であると考えられる。

- (1) 瀬渡船の船長及び業務主任者は、最新の気象及び海象情報を入手し、業務規程の内容を遵守し、岩場の巡回を行うことによって、釣り客や岩場の状況を早期に把握することにより、岩場の乗降が困難な状況を回避すること。
- (2) 落水した場合には、浮力を得て浮いておくことが救助において重要であることから、瀬渡船の利用者において、使用環境に応じて型式承認品又はこれと同等以上の性能を有する救命胴衣等を着用し、適切に使用すること。また、波が高く、荒い状況では、海水を誤嚥するおそれがあることから、速やかに救助すること。
- (3) 落水者は投げ入れられた救命浮環を早期に確実につかむこと、及び乗組員の少ない遊漁船及び瀬渡船においては、釣り客が救助活動を行う場合又は落水した釣り客が救助されることとなった場合に備え、救命浮環の保管場所及び使用方法を釣り客に周知すること。
- (4) 乗組員の少ない遊漁船及び瀬渡船においては、落水者の船上への引揚げを容易にする措置として、はしご等を船内に備えること。
- (5) 訓練は、とるべき行動や意識に気付き、船内装備の改善点などの解消に結び付けることができ、また、繰り返すことで適切な行動を体得し、安全の度を高めることができることから、落水者の発生を想定した定期的な訓練を行うこと。

本事故においては、(1)、(3)及び(4)の事項を、また、はいや丸事故においては、(3)及び(4)の事項を実施することができず、落水した2人の釣り客が溺死に至ったものと考えられ、本事故のほか、はいや丸事故を含む遊漁船及び瀬渡船において釣り客に落水者が発生した26件の事故の釣り客13人においても、死亡に至っている。

### 3. 落水した釣り客を救助するために必要な事項の措置

2(1)～(4)の全てを確実に実施することにより、落水者を発生させないことはもとより、仮に落水者が発生した際の生存率を高めるためのシステムが構築され、2(5)により、そのシステムを適確に運用することができるものと考えられる。

遊漁船及び瀬渡船が業務を行う際には、水産庁が定めた業務規程例を基に事業者が業務規程を定めて運航されているところ、業務規程例第15条第2項には、船長は、海難等が発生し又は発生するおそれがあるときは、人命の安全の確保のための

万全の措置、事故の拡大防止のための措置及び利用者の不安を除去するための措置等必要な措置をとることが定められていることから、2に示した事項を実施することについて、都道府県知事が遊漁船及び瀬渡船の事業者の指導を行う必要があるものと考えられる。

これらのことから、当委員会は、遊漁船業の適正化に関する法律を所管する水産庁長官に対し、運輸安全委員会設置法第28条の規定に基づき、下記のとおり意見を述べる。

なお、この意見を受けて何らかの措置を講じられた場合は、その内容について、通知方よろしくお取り計らい願いたい。

## 記

水産庁長官は、遊漁船及び瀬渡船の事業者が次の措置を講じるよう、都道府県知事に助言するとともに、遊漁船業務主任者講習の機会を活用するなどし、これらを確実に実施させるための手段を検討すべきである。

- (1) 瀬渡船の船長及び業務主任者は、業務規程の内容を遵守し、釣り客を渡した岩場の定期的な巡回を行うこと。
- (2) 瀬渡船の船長及び業務主任者は、利用者に対し、使用環境に応じて型式承認品又はこれと同等以上の性能を有する救命胴衣等の着用、適切な使用を促し、波が高く、荒い状況では、海水を誤嚥するおそれがあることから、速やかに救助すること。
- (3) 遊漁船及び瀬渡船の船長及び業務主任者は、利用者に対し、救命浮環の保管場所及び使用方法を周知すること。
- (4) 遊漁船及び瀬渡船の事業者は、落水者の船上への引揚げを補助できるはしご等を船内に備えること。
- (5) 遊漁船及び瀬渡船の事業者は、落水者の発生を想定した定期的な訓練を行うこと。